

事業計画の概要

弊社は、廃棄物（木くず、剪定枝等）を地球上の大切なバイオマス資源と捉え、自然への還元を目指しています。

また、それに伴う環境負荷を認識し、自主的・継続的に環境対策に取り組みます。

☆産業廃棄物処分業

熊本県・熊本市・福岡県（福岡市を除く）・大分県（大分市を除く）・宮崎県・佐賀県・鹿児島県

☆産業廃棄物収集運搬業

熊本県・福岡県・大分県・宮崎県・佐賀県・鹿児島県・山口県の全域

☆一般廃棄物処分業

熊本県上益城郡益城町・御船町

☆一般廃棄物収集運搬業（落ち葉限定）

熊本市・益城町

事業の全体計画

林道整備、道路改良工事、宅地造成工事現場、造園工事現場等の土木・建設工事等から排出された木くずを、自社中間処理施設で受け入れ破碎処理を行い、あるいは現地で破碎を行ったうえで自社中間処理施設へ持ち帰り、畜産敷料、堆肥材料、バイオマス発電燃料として売却する。

廃棄物の種類・目標取扱量

木くず、20,000 t/年

処分後の廃棄物の処理方法

木くず（チップ状）、畜産敷料・堆肥材料・バイオマス発電燃料等として売却

環境保全措置

【固定式】

粉じんの処理方法

粉じんが飛散しないように、集塵装置を設置する。また、保管施設の三方をコンクリート製の壁とし床面をコンクリート舗装とする。

騒音・振動防止方法

騒音：建物内に設置し敷地境界線上で騒音が基準値以内になるよう管理を行い、使用毎に騒音の測定を行う。

振動：施設をコンクリート製基礎に固定することによって、振動の出にくい構造とする。

【移動式】

大気汚染対策：民家との距離を十分に取り、また破碎の際は施設の処理能力を超えないよう注意し適宜散水を行うことで破碎物の飛散を最小限に抑えることができるものと考えられる。

水質汚濁対策：木くずの破碎施設であり排水を放流することはない。

騒音対策：当該施設の稼働に伴う周辺環境に与える騒音・振動の影響は、民家等との距離を取り作業を行うことで環境負荷を低減できるものと考えられるが、必要に応じて防音シート等を設置するなど、周囲の生活環境を損なわないよう努める。

振動対策：当該施設の稼働に伴う周辺環境に与える騒音・振動の影響は、民家等との距離を取り作業を行うことで環境負荷を低減できるものと考えられる。

悪臭対策：短期間で設置されるものであるため、木くずの腐敗等による悪臭の発生は考えられない。

粉塵対策：必要に応じ適宜散水を行い、粉じんの飛散を最小限に抑える。